

## 令和3年 第7回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員（9名）

1番 大槻 尚浩	2番 廣中 和幸	3番 井上 一味
6番 齊藤 貴浩	7番 東海林 正幸	9番 篠原 正博
10番 松本 和彦	11番 野里 光幸	12番 有馬 和幸
13番 溝井 雅幸		

4. 欠席委員（3名）

4番 佐藤 秀昭 5番 小建 一彦 8番 樋渡 秀晃

5. 議に付した事件

議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 下限面積（別段面積）の設定について

報告第3号 標準処理期間の設定について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中 耕太 事務局職員 片平 爽太

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。

会長、よろしく願いいたします。

会 長 皆さん大変ご苦労様です。

収穫も順調に進んでいると思いますが、くれぐれも農作業事時には怪我のないように注意をしていただき、農作業を進めていただきたいと思います。

会 長 それでは只今より、令和3年第7回置戸町農業委員 会議を開会いたします。本日の議事録署名委員は、3番 井上一味委員、6番 齊藤貴浩委員を指名します。

事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員は、4番 佐藤秀昭委員 5番 小建一彦委員 8番 樋渡秀晃委員の3名でございます。

本日の提案議案は、議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」から、報告第3号「標準処理期間の設定について」までの4件です。

以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは、議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。

事務局より説明させます。

事務局長 議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請が下記のとおり提出がありましたので審議を求めます。

提出年月日は本日付です。案件は1件です。

1番 譲渡人は 置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇番地〇〇他31筆で 面積合計は364,725.18㎡です。申請理由は農地の所有権移転で内容は譲渡です。

場所につきましては、5ページ 第1図をお開きください。

(第1図にて概要説明)

1ページにお戻りください。  
以上で、議案第17号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案17号について説明がありました。  
これから質疑を行います。  
〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を命じます。 (〇〇〇〇委員退席)  
何か質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。  
それでは、議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の委員  
は、挙手をお願いします。  
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。  
したがって、議案第17号については、原案のとおり可決いたしました。  
〇〇番 〇〇〇〇委員の復席を許可します。(〇〇〇〇委員復席)

会 長 次に議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利  
用集積計画の決定について」を議題とします。  
議案の2ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

事務局長 議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集  
積計画の決定について」をご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求められた下記の農  
用地利用集積計画について審議を求める。  
提出年月日は本日付です。案件は1件です。

1番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇  
〇さんで、利用権の設定等をするもの、売り手は、〇〇〇〇です。  
土地の所在は字〇〇番〇〇他3筆、面積合計は47,046㎡、利用権設定  
等の種類は所有権で、売買金額は 2,820,000円、反当り 60,0  
00円です。  
あっせん委員は、小建委員、廣中委員です。  
場所につきましては、6ページの第2図をお開きください。  
(第2図にて概要説明 )

2ページにお戻りください。  
以上で、議案第18号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案18号について説明がありました。  
これから質疑を行います、何か質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。  
それでは、議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の委員  
は、挙手をお願いします。  
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。  
したがって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第19号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題としま  
す。事務局より説明させます。

事務局長 議案の3ページをお開きください。  
議案第19号 下限面積（別段面積）の設定について  
このことにつきましては、平成21年の農地法の改正から同様の取り扱いを  
しています。(1)「農地法施行規則第17条第1項の適用について」、方針は現  
行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、2ヘクタ  
ール以上の農地を耕作している農家が全農家の8割を超えているため。  
(2)「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、方針は現行の下限面  
積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、農地法30条の規定  
に基づく利用状況調査の結果、町内の耕作放棄地や遊休農地がないため、現段  
階での必要はないと判断したため。  
以上で議案第19号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第19号について説明がありました。  
これから質疑を行います。  
何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。  
したがって、議案第19号については、原案のとおり可決しました。

会 長 次に、報告第3号「標準処理期間の設定について」を議題とします。  
事務局より説明させます。

事務局長 議案の4ページをお開き願います。  
報告第3号「標準処理期間の設定について」をご説明いたします。  
行政手続法第6号において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされています。  
このことから、毎年各委員会で個々に期間を定め公表することとなっており、農業委員会での農地法第3条第1項の標準処理期間を30日と設定いたしました。以上で報告第3号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より報告第3号について説明がありました。  
質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。  
それでは、これで報告済みといたします。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
これで令和3年第7回農業委員 会議を閉会いたします。

この議事録は、置戸町農業委員会会議規則第14条の規定に基づいて、農業委員会事務局長 田中耕太が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月28日

議 長 印

委 員 印

委 員 印